

一、一九六一年六月十日第4回宜野湾村議会定期会を招致す

會議室に招集せられた。

二、出席招議員は次の通りである。

議席	名	議席	名
一番	仲村春正	九番	米須清祐
二番	佐喜眞慎祐	一〇	伊本正庵
三番	中山勝豊	一一	花城清喜
四番	安里良朝	一二	中里幸助
五番	崎向健二郎	一三	松本利宣
六番	知花正大	一四	山本朝徳
七番	仲村春正	一五	八番
八番	佐喜眞慎祐	一六	米須清祐
九番	中山勝豊	一七	天久道雄
一〇番	安里良朝	一八	伊本正庵
一一番	崎向健二郎	一九	花城清喜
一二番	知花正大	二〇	中里幸助
二三番	山本朝徳	二一	安里敏行

三、不出席招議員はなし

四、出席議員は次の通りである。

議席	名	議席	名
一番	仲村春正	二番	米須清祐
二番	佐喜眞慎祐	三番	天久道雄
三番	中山勝豊	四番	伊本正庵
四番	安里良朝	五番	花城清喜
五番	崎向健二郎	六番	中里幸助
六番	知花正大	七番	安里敏行
七番	山本朝徳	八番	伊本正庵
八番	佐喜眞慎祐	九番	花城清喜
九番	中山勝豊	一〇番	中里幸助
一〇番	安里良朝	一一番	安里敏行
一一番	崎向健二郎	一二番	伊本正庵
一二番	知花正大	一二番	花城清喜
二三番	山本朝徳	二三番	中里幸助

五、欠席議員はなし

六、市町村自治法第11条の規定により(議事録説明書の出席した者)以下の通りである。

村長 仲村春勝 助役 吴屋真徳 牧役 仲村春松  
貢課長 畠山知全喜 経済課長 沢近安一  
建設課長 佐木江良徳 水道課長 奥里村久

七、會議事項は次の通りである

- 議案第一三〇一 一九六三年度宜野湾村歳入歳出予算につり  
議案第一三〇二 一九六三年度宜野湾村水道特別会計歳入歳出予算にうつ  
議案第一四〇一 一九六三年度宜野湾村歳入歳出予算決算と認定につり  
議案第一五〇一 一九六三年度宜野湾村水道特別会計歳入歳出予算決算を認定につり  
議案第一六〇一 宜野湾村教職及び費用年賃額並びに年々支給方法を  
定期的条例の一部を改むる条例につり  
議案第一七〇一 宜野湾村職員の旅費に関する条例、一部を改むる条例につり  
議案第一八〇一 宜野湾村職員等給与に関する条例の一部を改むる条例につり  
議案第一九〇一 宜野湾村職員定期手当の一部を改むる条例につり  
議案第二〇〇一 宜野湾村部課設置規則の一部を改むる条例につり  
議案第二一〇一 水道資材供給契約を結ぶことにつり  
議案第二二〇一 土地購入につり  
議案第二三〇一 貢産の貯子につり  
議案第二四〇一 村公営本場の設置につり  
議案第二五〇一 村債を起すことにつり  
議案第二六〇一 基本貢産基金積立金の一般会計への繰入につり  
陳情第一〇一 善行会計開墾地内に付道のアスフルト舗装が不満情につり  
陳情第一〇二 五年期並びに三十埠測の歩道設置方陳情につり  
陳情第一〇三 一宇道宜野湾水道工事へく補助金交付方陳情につり  
陳情第一〇四 村公営施設へく補助金交付方陳情につり  
陳情第一〇五 村婦人会へく補助金交付方陳情につり

陳情第七早 村青年会へ補助金交付方陳情下フ

八議事日程は次の通りであります

日程第一

議事第ニ回

一三早

一四早

一五早

一六早

一七早

一八早

一九早

二〇早

二一早

二二早

二三早

二四早

二五早

二六早

二七早

一大陳情第ニ回

一七早

一八早

一九早

二〇早

二一早

九午會議事記(書記長松川義義書記並塙教伊店云義代)

議長	一〇. 会議の顛末
議長	出席二五名であります。市町村自治法第五十三条の規定により議會は成り立つておらず、只今アリガオの因宣管湾村議会定例会を開催致します。
議長	午前十時十分
議長	会期につけてお詫び致します。
二七番	会期一杯大月十日から大月二十九日まで(三十日同)に亘り理由は本會日予算、その他之案件も大きく至り御委員会付託にあると因ひりますので、
全員	田芳議ふしと呼ぶ
議長	御田芳議がおりて、本会期は大月十日から大月二十九日までの(三十日同)と決定致しました。
"	会議録署名議員の決定方法につけてお詫びします。
"	会議録署名議員は指名とすることに御田芳議り
"	りませんが、
"	田芳議ふしと呼ぶもアリ。
"	御田芳議がふりもと認められぬことにアリます。
大番	大番 安里 朝一四番 山本 朝徳の兩議員
"	にお願り致一三四
"	日程についてお詫び致一三四。
一九番	委員会附託出来ない案件があると因ひます。
"	委員会前に一八六〇年まゝ決算認定をすにじて方
"	言いと申しますが、
議長	暫休憩致一三五(午前十一時十三分)

議長	再開致します(午前二時三十分)
議長	では日程本日の通り進めることに致ります
村長	村長との施政方針をお願いします
村長	では一九六三年度の施政方針を致します(別紙)
議長	リスト(一)通り
議長	村長の施政方針表を終ました(午後二時)
"	日程に入ります
"	日程第一議案第十三号一九六三年度宜野湾村歳入歳出予算についてと上程致します
"	書記より御読せしめます
"	提案者の説明を求めます
村長	本年度予算では八七・三七・ドルの増とふつてカリます が、これは学校敷地の購入、屠場の改革、市場の建設費等が増加したに因るなります。尚群衆に於ける負担は増加する事無く済みます。
議長	暫休憩致します(午後二時四十分)
"	再開致します(午後二時)
"	議案第十三号を質疑の段階で継続審議と致します
"	日程第一議案第十三号一九六三年度宜野湾村上水道特別会計歳入歳出予算につきまして上程致します
"	書記より説明を求めます
村長	提案者の説明を求めます
村長	本件につきは別にこれと古く何もありうる(質疑の時)に応じますと申します
"	平素も質疑の段階で過渡審議と申します

議長	日程第3議事第一回平一十九大。年度宜野灣村歳入歳出予算決算認定について上提起します。
"	書口記をして朗読せしめます。
官里	平家より簡単に説明申し上げます。大。年度の決算に当つて監査した結果、別紙意見書の通りであります。尚詳しことにについては、質疑の場合にございましたらと思つております。
議長	説明を終ります。平家も総統審議と致します。
"	日程第4議事第一回平一十九大。年度宜野灣村上水道特別会計歳入歳出予算決算認定について上程致します。
"	書口記をして朗読せしめます。(説明を求めます)
五番	平家も監査致しましたが、別紙意見書の通りであります。尚詳しことにについては質疑にお答えします。
議長	平家も総統審議と致します。
"	日程第5議事第一回平一十九大。宜野灣村報酬及び費用弁償額並びにその支給方法を定める条例の一節を改訂する条例につきて上程致します。
"	書口記をして朗読せしめます。
提委者	提委者の説明を求めます。
村長	村の各役員の職務に従事するものの現行の報酬及び費用弁償の額は、他に比較して低廉な現状であります。又経済的ふ支助等の場合は必然的に、その額を再検討が必要であります場合も、それを考慮して基本的な条例と

議長	本來も質疑の段階からして継続審議を致しました。
村長	増額又は給を出し活潑な活動を計りたり又は杆を設定につけば、不必要な基本条例としての額に改訂してより不提案者とあります。
議長	行政の執行は健全ある財政の重荷付が必要であり、そくに力には特に徵税強化は欠くべからず課題である。この強化の一助としてその職務は從事する者に對し年当の
村長	本來も質疑の段階からして継続審議を致しました。
議長	本來も質疑の段階からして継続審議を致しました。

議長	日程第ハ半議案第一九四丁宣野湾村職員定数条例の一部を改ふす3条例につけて上程致します。
議長	書記として朗読せめます。
議長	提案者より説明を求めます。
議長	村軍用土地委員会職員を土地事務一本化とし、村職員として吸收すべき事がたり。又新年度におりて都市計画の進捗に伴う、商業業の発達と相関連して指導員を設置し、経営そんじの面にあける指導、助言をもととせんにそんじ振興を促進する必要があらうで改ふしに至り。
議長	本來は継続審議と致ります。
議長	日程第九議案第二十号宣野湾村部課設立条例の一部を改ふす3条例につけて上程致します。
議長	書記として朗読せめます。
議長	提案者より説明を求めます。
議長	社会の進展と共に社会福祉制度も強化され必然的に福祉行政の役割が大きくふる一方である。又役所の近代化を一本化して住民へうサービスに努める事も大切な思想れれます。
議長	その政策を掌げるにはそれを担当する構成整備を計り、専門的・専念させねばならない旨意味を併せて内閣連する事項を統一を計り、充分な行政活動とスクースを運営を計るに必要なから一課として獨立させたりの不提案書をありります。

議長	本委件は継続審議と致します
"	日程第十一議案ニテ水道資材供給契約を結ぶニ につりて上程致します
"	書記をして朗読せめます
"	提案者より説明を求めます
村長	本委件は追加工事に使用する資材で、福山商事と 隨意契約をとりて、市町村自治法第百七十五条第 三項及び宜野湾市議会の議決又は選挙人の投票に付す べき財産、當造物、又は議会の議決に付すべき契約に 関する条例第十六条の規定によつて提案をとります。
議長	本委件は継続審議と致します
"	日程第十二議案第十三号一 土地購入につき上程致ます
"	書記をして朗読せめます
"	提案者より説明を求めます
村長	教育振興策の一環として併地校と解消し獨立中学校の 実現こそ村学校教育の既定方針であり、これが実現に は並行して中学校場合と同じく、村において土地を確保 してからして、市町村自治法第十三条第二項第七号及び 宜野湾市議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産 當造物、又は議決に付すべき契約に關する条例第ニ条 の規定によつて提案をとります
議長	本委件は継続審議と致します
"	日程第十三議案第十三号二 財産の貯金につき上程
議長	本委件は継続審議と致します
"	日程第十三議案第十三号二 財産の貯金につき上程

議長	書記をして朗読せられます
村長	平年不は議案第十三号一土地購入にフツヒモ実現する問題で購入の処理として提案をナリヨド
議長	平年も継続審議と致しました
"	日程第十三議案第十一村公設市場の設置にフツヒモ工程致します
"	提案者の説明を求めます
村長	村公設市場の設置に伴い村有財産を使用せり くて宜野湾村議会の議決、又は選挙人の投票に付す べき財産、當選物、又は議決に対する契約に關する 条例第三条規定により提案をナリヨド
議長	平年も継続審議と致します
"	日程第十四議案第十五号一村債を起すにフツヒモ上程致します
"	書記をして朗読せられます
"	提案者の説明を求めます
村長	署場改築並びに市場建設資金につきは一時に多額を請求する適當な財源がふたてあり、本町村自治法第百五十九条の規定によつて提案をナリヨド
議長	平年も継続審議と致しました
"	暫休憩をます(午後三時五十分)
"	再開致しました(午後三時十分)

議長	日程第十五議案第三十七号 基本販賣基金積立金の一 般会計へ繰入れにつけて上程致しモト
	書記にて朗読せしメト
"	提案者を説明を求メト
村長	今度多額の資金が入用でアリモトスケビ 基本販 賣基金積立金から一般会計へ繰入れて使用ニハシテ用 意 提えにてヨリモト
議長	本來も継続審議と致シモト
"	暫休憩致しヨリ。午後三時十二分)
"	雨開け(午後三時十五分)
"	日程第十六陳情第30号 並びに大同郡本汁里地内うち村道 のマスフルト、舗装方陳情につて上程致しヨリ
	書記にて朗読せしメト
"	本陳情事件については陳情書以外には別に口頭の 説明を受けてアリモセん
"	本來は処理の段階にから継続審議と致シモト
"	日程第十七陳情第30号 並びに三十号線側り 歩道設置方陳情につて上程致しヨリ
	書記にて朗読せしメト
"	本來の陳情書以外には別に口頭の説明を受けてあ リモセん
"	本來も処理の段階にから継続審議と致シモト
"	日程第十八陳情第40号 宇都宮市水道工事への 補助交付方陳情につて上程致しヨリ

議長

書記として朗読せられます

本件も陳情以外には別に口頭の説明がありません

" 本件は処理の段階にあります継続審議と致一ます

" 日程第十九陳情五〇一 村退族会へ補助金交付方

陳情につきと上程致一ます

書記として朗読せられます

本件も陳情書以外には別に口頭の説明があります

" 本件も処理の段階にあります継続審議と致一ます

" 日程第二十一陳情第大〇一 村婦人会へ補助金交付方 陳情につきと上程致一ます

書記として朗読せられます

本件も陳情書以外には別に口頭の説明を受けておりません

" 本件は処理の段階にあります継続審議と致一ます

" 日程第二十二陳情第七〇一 村青年会へ補助金

交付方 陳情につきと上程致一ます

書記として朗読せられます

" 本件も陳情書以外には別に口頭の説明を受けておりません

" 本件は処理の段階にあります継続審議と致一ます

" 只今四時であります。本日の日程ロ二四も終りて

終了いたしました。尚次の本会議は大月廿四日午前十時より開会するに到ります。

" 会期(年)四月一分)